

地下水採取に関する規制の対象要件

項目 地域名	規制の対象要件		規制の 種類
	揚水機／ 自噴井戸	揚水機の水の吐出口断面積／ 井戸の吐出口断面積	
重点地域※1	揚水機	6 平方センチメートル(直径約 2.8 センチメートル)超～ 19 平方センチメートル(直径約 5 センチメートル)以下	届出
		19 平方センチメートル超(注)	許可
	自噴井戸※1	19 平方センチメートル超	届出
指定地域※2	揚水機	6 平方センチメートル超～ 125 平方センチメートル(直径約 12.8 センチメートル)以下	届出
		125 平方センチメートル超(注)	許可
その他地域	揚水機	50 センチメートル(直径約 8 センチメートル)超～ 125 平方センチメートル以下	届出
		125 平方センチメートル超(注)	許可

(注) 地下水を田畑等のかんがいに使用する場合は、許可ではなく届出が必要となります。

※1 重点地域

指定地域の中で、特に地下水の水位が低下している次の地域を重点地域として指定。
熊本地域：熊本市、菊池市（旧泗水町、旧旭志村の区域に限る。）、宇土市、合志市、
大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町。

※2 指定地域

地下水採取に伴う障害が生じ、及び生じる恐れがある地域を指定地域として指定。

指定地域名	関係市町村（区域）
熊本周辺地域	山鹿市（旧山鹿市、旧鹿本町、旧鹿央町の市域）、菊池市（旧菊池市、旧七城町の市域）
八代地域	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町の市域）、宇城市（旧松橋町、旧小川町の市域）、氷川町
玉名・有明地域	荒尾市、玉名市、玉東町、長洲町
天草地域	天草市（旧本渡市、旧五和町の市域）

※上記関係市町村（区域）は、※1 の重点地域に該当する区域を除いています。

※3 重点地域においては、吐出口の断面積が 19 平方センチメートル（直径約 5 センチメートル）を超える自噴井戸（動力（揚水機）を用いずに地下水を採取する井戸）についても、届出が必要です。